

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 1日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県富士市鮫島2番地の1

氏 名 旭化成株式会社 富士支社
支社長 野崎 貴司

電話番号 0545-62-2081

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成株式会社 富士支社 EM館グループ
事業場の所在地	静岡県富士市鮫島2番地の1
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	旭化成株式会社 製造業 化学工業
② 事業の規模	103,389,000,000 円 (資本金)
③ 従業員数	44,497人 (連結)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り(図1)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
別紙の通り			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排 出 量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)		
別紙の通り			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	(これまでに実施した取組)		
別紙の通り			

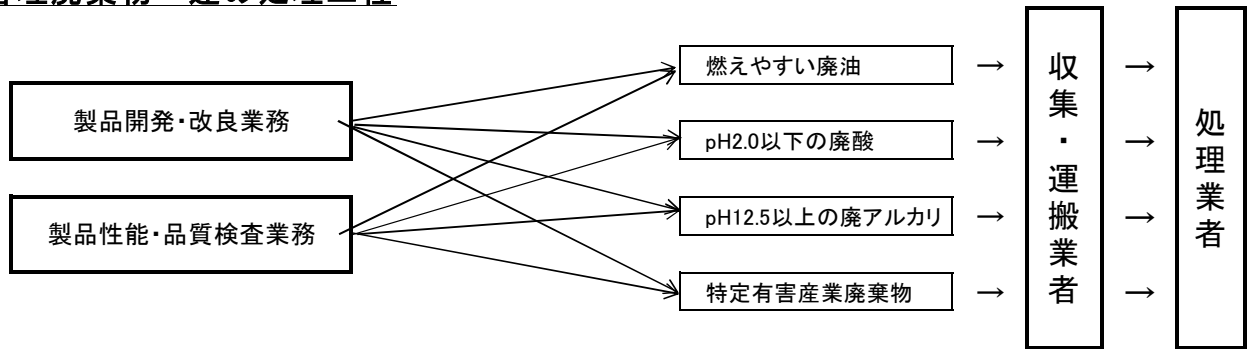
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全 処 理 委 託 量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	別紙の通り
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	別紙の通り
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	別紙の通り
	(今後実施する予定の取組)		
別紙の通り			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙の通り	
	(今後実施する予定の取組等)		
別紙の通り			
※事務処理欄			

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

令和4年 6月1日

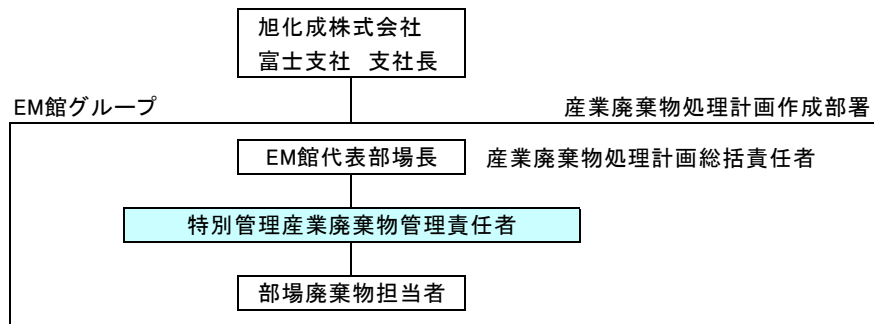
旭化成株式会社 富士支社 EM館グループ

図-1 特別管理廃棄物一連の処理工程



3. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

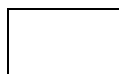
(1) 管理組織



(注)



法定選任者



自主組織

(2) 責任者等の責務

① 産業廃棄物処理計画総括責任者

産業廃棄物総括責任者はEM館代表部場長とし、産業廃棄物処理の長期計画を策定すると共に、産業廃棄物に関する業務を統括管理する。

② 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者は有資格者とし、法第12条の2第4項に規定する職務を実施する。廃棄物の処理方針を策定し、廃棄物の減量化、再生利用の方策等を検討する。

③ 部場廃棄物担当者

自部場から排出する廃棄物の保管・管理、搬出依頼書の発行等、廃棄物の処理に関する日常業務を実行する。

表一1

4. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度(令和3年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物	合計
①現状	排出量 (t)		17.9 t	15.6 t	27.2 t		0.3802 t	61.1 t
	優良認定処理業者への排出量		17.9 t	15.6 t	27.2 t		0.3802 t	61.1 t
	再生利用業者への排出量		17.9 t	15.6 t	27.2 t		0.3802 t	61.1 t
	認定熱回収業者への排出量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への排出量							
	(これまでに実施した取組)		別紙の通り					
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物	合計
②計画	排出量 (t)		18.0 t	15.0 t	33.5 t		0.100 t	66.6 t
	優良認定処理業者への排出量		6.5 t	15.0 t	33.5 t		0.100 t	55.1 t
	再生利用業者への排出量		18.0 t	15.0 t	33.5 t		0.100 t	66.6 t
	認定熱回収業者への排出量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への排出量							
	(これまでに実施した取組)		別紙の通り					

表-2

9. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(令和3年度)実績】					
特別管理産業廃棄物の種類		燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物	合計
①現状	全処理委託量 (t)	17.9 t	15.6 t	27.2 t		0.3802 t	61.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	17.9 t	15.6 t	27.2 t		0.3802 t	61.1 t
	再生利用業者への処理委託量	17.9 t	15.6 t	27.2 t		0.3802 t	61.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
(これまでに実施した取組)		別紙の通り					
		【目標】					
特別管理産業廃棄物の種類		燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸	pH12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物	合計
②計画	全処理委託量 (t)	18.0 t	15.0 t	33.5 t		0.100 t	66.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	6.5 t	15.0 t	33.5 t		0.100 t	55.1 t
	再生利用業者への処理委託量	18.0 t	15.0 t	33.5 t		0.100 t	66.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
(これまでに実施した取組)		別紙の通り					

4. 特別管理産業廃棄物の排出の制御に関する事項

①現状:表-1参照

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (令和2年度)	発生量実績 (t/年) (令和3年度)	対前年比増減 (t/年)	備考
燃えやすい廃油	18.0	17.9	-0.1	
pH2.0以下の廃酸	13.9	15.6	1.7	
pH12.5以上の廃アルカリ	29.5	27.2	-2.3	
特定有害産業廃棄物	0.00000008	0.3802	0.38019992	

②計画:表-1参照

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (令和3年度)	発生量計画 (t/年) (令和4年度)	対前年比増減 (t/年)	備考
燃えやすい廃油	17.9	18.0	0.1	
pH2.0以下の廃酸	15.6	15.0	-0.6	
pH12.5以上の廃アルカリ	27.2	33.5	6.3	
特定有害産業廃棄物	0.3802	0.1000	-0.2802	

③特別管理産業廃棄物発生量の削減及び再資源化の取り組み

削減及び再資源化発生量を減らす	実験業務の増減により排出量は多少するが、業務(実験スケール、必要性吟味等)見直し、分別等で、引き続き減量化を目指す
社外に委託する物は再資源化を図る	・社外委託廃棄物は、すべて再資源化されている

5. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

・開発工程、品証工程等で発生する産業廃棄物は、それぞれ分別保管し処理している。

①現状:分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組

・グループ毎に、燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、特定有害産業廃棄物に分別し、それぞれ保管場所を決めて管理した。

②計画:今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組

・上記分類、グループ別管理を継続するとともに、分別厳格化・業務見直しにて減量化を進める

6. 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

・当社では自ら特別管理産業廃棄物を再生利用していない。

7. 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

・当社では自ら特別管理産業廃棄物を中間処理していない。

8. 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

・当社では自ら特別管理産業廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分していない。

9. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状:表-2参照

これまでに実施した取組

・燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、特定有害産業廃棄物について、再生利用業者への処理委託を実施してきた。

②計画:表-2参照

今後実施する予定の取組

・引き続き再生利用業者への処理を優先する。

10. 電子情報処理組織の使用に関する事項

①現状

表-1、2に記載の燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ、特定有害産業廃棄物については、すべて、電子マニフェストにて、処理を依頼実施してきている。

②今後の取り組みについて

今後も、すべての特別管理産業廃棄物に関しては、電子マニフェストでの処理依頼を実施する。